



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.29-4 2018.4.4

TOYOTA Rally challenge in 八ヶ岳茅野 開催

平成30年4月22日茅野市運動公園を主会場に「TOYOTA GAZOO Racing」の初級者向けラリー競技会（ラリーチャレンジ）が開催されます。B級ライセンスがあれば参加できる1日限りの大会で、2人1組（運転手：ドライバー、助手席：コ・ドライバー）が市販車両に同乗し、山道や公道などを1台ずつ走行し、区間（SS：スペシャルステージ）タイムの速さや運転の正確さを競う競技です。

ラリー（rally）の語源はフランス語「ralier（re 再び+alier 参加する）」に由来しています。中世の騎士が各地から馬に騎乗し領主の元へ誰が一番早く到着できるか競い合う競技があり、その言葉がそのまま継承されているようです。自動車競技としてのラリーは、1911年に始まったラリー・モンテカルロが起源とされており、当時は参加者がヨーロッパ各都市を出発し、モナコへ集合するというイベントだったそうです。

今回開催されるラリーチャレンジでは90台のラリーカーが茅野市運動公園内・八ヶ岳山中を疾走する予定です。運動公園内でもSSが設けられておりますので、実際のラリーカーの動きや音を感じることができると思います。パトカー・消防車などのはたらく車の展示、屋台の出店、シュミレータ Rally Drive など大人から子供まで楽しめるイベントが盛りだくさんとなっています。

哀川翔選手もラリーに参戦予定です。

見て、応援して、体験して、みんなが遊べる車の祭典となっております。入場料無料となっておりますので是非多くの方に足を運んでいただき、茅野市のイベントを一緒に盛り上げていきましょう。



茅野商工会議所様のHPより

経営者初級講座 参加者募集

前回お知らせいたしました、がんばる経営者のための「経営者初級講座」を当月より開講いたします。創業予定の方、創業して間もない方、事業を承継する予定の方、現在、経営者としてご活躍されている方、経営に興味のある方等どなたでもご参加いただける内容となっております。

右記の日程で開講予定です。

チラシを同封させていただきました。

ご確認いただき多くの方のご参加をお待ちしております。

第1回	第2回	第3回
4月11日(水)	6月20日(水)	9月19日(水)
決算書の読み方 活かし方	会社経営と 税金	会社を伸ばす 計画づくり

家族構成別の相続対策

相続財産の種類や財産額が同じであっても、家族構成によって取るべき相続対策は異なってきます。そこで、家族構成に応じた相続対策の考え方が必要となります。今回は、「標準的な家族構成とされる父母と2人の子がいる場合」と「夫婦に子がいない場合で、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合」についてご説明します。

1. 標準的な家族構成の場合

標準的な家族構成とされる、父母と子2人の円満な家族の場合、以下のような一般的な対策を検討します。

(1)生前対策

①相続対策の3本柱

相続対策では、**[1]遺産争いの防止**、**[2]相続税の納税資金の確保**、**[3]相続税の軽減**が3本柱といわれ、この順に重要となります。具体的対策には、**遺言書の作成**、**生命保険の活用**、**養子縁組**、**生前贈与**などが考えられます。これらの基本対策を実行し、必要に応じて追加の対策（基本対策よりコスト及びリスクが高くなるもの）も検討します。

②4つの相続税の軽減対策

上記[3]相続税の軽減対策としては、**a. 非課税財産への組み換え**、**b. 時価と相続税評価額の差額の活用**、**c. より低い税率の課税を選択**、**d. 資産の増加防止対策**の4つがあります。これらの対策を検討する際には、まず、財産のたな卸を通じて資産・負債の状況を確認し、現状を把握することから始める必要があります。

(2)相続発生後の対策

相続発生後も遺産分割協議を工夫することで、相続税等を軽減させることができます。

①今回の相続税の軽減を考えた遺産分割

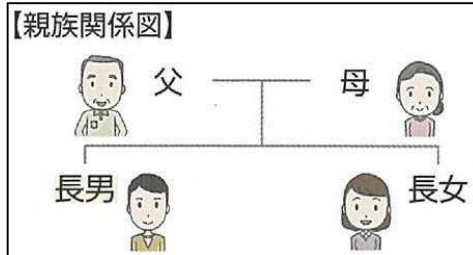
配偶者の税額軽減制度、小規模宅地等の特例の活用や、自社株式や土地を分割取得することで相続税の軽減を図ることができないか検討します。

②相続後の所得税の軽減を考えた遺産分割

相続後の相続人各自の所得税や、相続財産を相続後に譲渡する場合の譲渡税の軽減などを考慮した分割を検討します。

③次の相続税の軽減を考えた遺産分割

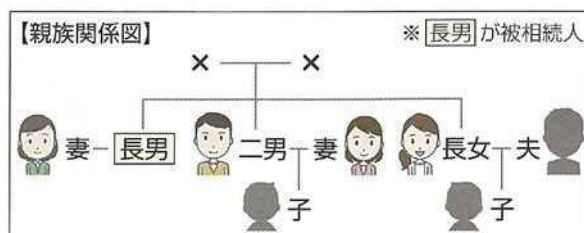
次の相続が、遠くない将来に発生することが予想される場合には、第二次相続までの通算相続税が軽減できるように、今回の相続では、収益性の高い財産や値上がりが予想される財産は子が、下落が予想される財産や消費される財産は配偶者が、それぞれ相続することが基本となります。



2. 夫婦に子がいない場合で、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

対策：遺言書の作成

子がいない夫婦2人だけの家族で、既に直系尊属が死亡している場合、相続人は配偶者と第三順位の兄弟姉妹となります。この場合、遺言書作成は必須と考えられます。兄弟姉妹には遺留分が認められていないため、遺言書があれば遺言者の遺志どおり財産を相続させることができます。



(相続コンサルタント 坂本憲彦)

Q お酒やタバコにかかる税金とは？

お酒やタバコの値段の中には、「酒税」や「たばこ税」が含まれています。それぞれ、「酒税法」と「たばこ税法」などの法律があり、時折、税制改正が行われています。

1. お酒の税金(酒税)

酒税とは酒類を消費する際に課される税金のことで、消費者が負担する税金です。酒税法では酒類を「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」、「混成酒類」の4つの種類に分けて、それぞれに基本税率を定めています。さらにその4分類を17品目の種類に区分して税率を設けています。



酒税法においては酒税の課税対象である酒類を「アルコール分1度以上の飲料」として定めています。ただし、アルコール含有医薬品・医薬部外品などは酒類に含まれないこととなっています。

2. タバコの税金(たばこ税)

たばこ税は、国税のたばこ税、地方税の道府県税、市町村税、さらに国税のたばこ特別税の4本立となっています。また、販売価格の約60%超が税金となっており、わが国でも最も税負担率の重い商品のひとつです。全て消費者が負担する税金ですが、納税義務者は、製造者又は輸入者となるため、販売価格に含まれています。

たばこ1箱の価格内訳

たばこ1箱の価格内訳	
例：小売価格440円の	
消費税等	32.59円
国たばこ特別税	16.4円
国たばこ税	106.04円
市町村たばこ税	105.24円
道府県たばこ税	17.2円
税計	277.47円

Q 自動車を持つとかかる税金とは？

1. 自動車に関わる税金

①取得するとかかる税金

- ・自動車取得税（都道府県税）

自動車を取得したときにかかる税金で、車両本体だけでなく、買ったときにつけたエアコン、カーステレオなども課税の対象となります。ただし、現在は、取得価額が50万円以下であれば課税されません。

②持っているとかかる税金

- ・自動車税（都道府県税）及び軽自動車税（市町村税）

毎年、4月1日現在、自動車を所有者しているとかかる税金です。

③車検を受けるとかかる税金

- ・自動車重量税

車検で自動車車検証の交付を受ける人にかかる税金です。



2. エコカー減税

電気自動車などの次世代自動車と燃費基準など一定の基準を達成する車は、「エコカー減税」で自動車取得税と自動車重量税の税率が軽減されます。ただし、このエコカー減税は、2017年度、2018年度と段階的に見直し（減額）が行われています。



(橋本健治)

つみたて NISA

2018年1月より**つみたて NISA** がスタートしました。右のような特徴があります。

近年、資産形成のための制度が次々と始まっています。それぞれ制度に特徴がありますので、資産形成の目的、運用可能な資産の状況などを勘案し、ご自身に合ったものを選択し、活用していくことが望まれます。

つみたて NISA

運用益や分配金が非課税

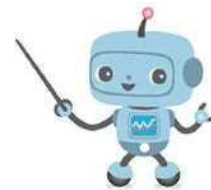
投資の方式は「積立」のみ

1年間の非課税枠は40万円

非課税期間は20年

対象は所定の投資信託とETF（上場投資信託）

資金は自由に引き出せる



【資産形成のための制度の比較】

		つみたてNISA	NISA	iDeCo
対象年齢		20歳以上	20歳以上	65歳未満
利用期間		20年	5年	開始年齢による
年間非課税枠		40万円 (累計800万円)	120万円 (累計600万円)	職種による
税の優遇	拠出時	—	—	所得から控除 非課税 課税
	運用時	非課税	非課税	
	払出時	—	—	
引出し時期		制限なし	制限なし	60歳まで原則不可



既存のNISAに比べ、つみたてNISAは長期的な資産形成を目指しやすい制度となっています。ただし運用できる金融商品は、既存NISAは日本株・一部外国株・投資信託など幅広いのですが、つみたてNISAは所定の投資信託に限定されます。またiDeCoは老後資金のための制度ですので、資産形成目的が限定的です。

まずは制度を理解し、目的を明確にした上でご活用いただきたいと思います。

(北原隆幸)

職員コラム ～ モータースポーツ ～

北原 隆幸

本誌第1面でご紹介しました通り、茅野市でラリー大会が開催されます。モータースポーツファンの私としては大変うれしいイベントです。

ラリーは主に公道で1台ずつタイムアタックする自動車競技です。公道で行うことから、ドライバーは当然運転免許証が必要ですし、マシンは車検を通した乗用車が基本となります。今大会は茅野市内の公道の一部を競技区間とし、開催されます。

さて、ラリーをはじめとするモータースポーツに皆さんはご興味をお持ちでしょうか。残念ながら日本は自動車大国でありながら、モータースポーツへの関心がとても低いと思います。新聞のスポーツ欄にも滅多に載りません。一方、ヨーロッパのレースでは国王が旗を振り、勝者は英雄として称えられます。

またエコカー全盛の現在、自動車競技に良い印象をお持ちでない方もいらっしゃるかもしれませんが、海外では電気フォーミュラカーによるレースも開催されており、各国の自動車メーカーが次々と参戦し始めています。モータースポーツが一部の人によるマニアックなものにとどまることなく、文化として広く浸透してほしいと思っています。

私もレーシングカートなどでモータースポーツを体験したことがありますが、非常に楽しかったです。また体力をかなり消耗します。運転とは全く異なる「スポーツ」であることを実感しました。

皆が楽しみ、地域が活性化されるイベントとして今大会が成功されることを期待しております。

